岡崎市民病院「売店」「カフェ」「床頭台」「入院セット」運営事業者 選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 岡崎市民病院(以下「当院」という)を利用する外来患者及び入院患者の療養環境の快適性や利便性の向上を図ることのできる熱意ある事業者を選定することを目的とし、売店、カフェ、床頭台、入院セットの運営事業者(以下「運営事業者」という。)を公募により選定するために必要な選定委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員(次項において単に「委員」という。) で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。
 - 2 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から優先交渉権者を決定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。 (委員等の責務)
- 第4条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平かつ 公正に業務を行わなければならない。
 - 2 委員は、業務の過程において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、第7 条の規定により選定委員会の会議に出席した委員以外の者も同様とする。

(所掌事項)

- 第5条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 優先交渉権者の選定に関する事項
 - (2) その他選定に関して必要な事項

(会議)

- 第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。 (意見の聴取)
- 第7条 選定委員会は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見 を聴くことができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、市民病院事務局施設課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、優先交渉権者を決定した際に、その効力を失う。

別表(第3条関係)

選定委員会構成委員

	職名
委員長	副医院長
副委員長	事務局長
委員	看護局長
委員	医療技術局長
委員	薬局長